令和５年第６回　飯塚市議会会議録第６号

　令和５年１２月１５日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１６日　　１２月１５日（金曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第５９号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）

（２）議案第７１号　飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例

（３）議案第７５号　専決処分の承認（令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号））

（４）議案第７６号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）

（５）議案第７７号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

（６）議案第７８号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

（７）議案第７９号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

（８）議案第８０号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）

（９）議案第８１号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

（10）議案第８２号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）

（11）議案第８３号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第３号）

（12）議案第８４号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）

（13）議案第８５号　飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

（14）議案第８６号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（15）議案第８７号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の

一部を改正する条例

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６１号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第６８号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯

塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関す

る条例の一部を改正する条例

（３）議案第６９号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正す

る条例

（４）議案第８９号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（５）請願第　１号　「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願

（６）請願第　４号　介護保険料の引き下げに関する請願

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６０号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第６２号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第７４号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）

（４）議案第８８号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（５）請願第　３号　子育て支援の充実（子ども医療費無償化）を求める請願

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第６３号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

（２）議案第６４号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）

（３）議案第６５号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

（４）議案第６６号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）

（５）議案第６７号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

（６）議案第７０号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

（７）議案第７２号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例

（８）議案第７３号　市道路線の認定

（９）議案第９０号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

第２　議員定数のあり方に関する調査特別委員会中間報告（質疑）並びに委員長報告（質疑、討論、採決）

１　議員定数のあり方について

２　議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

第３　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第１５号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見

書の提出

２　議員提出議案第１６号　医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

の提出

３　議員提出議案第１７号　食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提

　　　　　　　　　　　　　出

４　議員提出議案第１８号　認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出

５　議員提出議案第１９号　ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書の提出

第４　報告事項の説明、質疑

１　報告第２６号　専決処分の報告（物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

２　報告第２７号　専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めるこ

と及びこれに伴う和解）

３　報告第２８号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに

伴う和解）

４　報告第２９号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ

れに伴う和解）

５　報告第３０号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ

れに伴う和解）

６　報告第３１号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこ

れに伴う和解）

７　報告第３２号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求

事件））

第５　署名議員の指名

第６　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（江口　徹）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第５９号」から「議案第９０号」までの３２件、「請願第１号」、「請願第３号」及び「請願第４号」、以上３５件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　総務委員会に付託を受けました議案１５件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第５９号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました道路橋りょう新設改良費、公共施設跡地整備事業費について、旧楽市小学校跡地売却に伴って、本市で新設道路をつくる必要はあるのかということについては、当該地は飯塚市立地適正化計画において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域となっており、売却後は住宅地となることを想定する中で、現状の道路幅員に狭小な部分があることから、福岡県の開発担当所管課へ相談したところ、当該地の東側道路は開発許可に必要な幅員を満たしていないため開発を許可することは困難であるが、開発を行う前に当該地正門入口付近にある市道楽市・下榎木線を延長する形で開発許可に必要な幅員を満たす市道を新設すれば、開発許可は可能であるという助言を受けたことから、本市において新設道路の整備を実施しており、周辺家屋に対する振動等の影響調査委託費を今回の補正予算で要求しているという答弁であります。

次に、債務負担行為、ＩＣＴ教育推進事業委託料について、業者選定に至る経緯やＩＣＴ研究指導員の詳細な業務内容はどのようになっているのかということについては、市内に事務所を有すること、同様の事業実績があること、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを有し、適切な個人情報の管理を行っていることを要件として、飯塚市有資格者名簿から電算情報処理の委託業者を３者指名し、指名競争入札により業者の選定を行ったものである。ＩＣＴ研究指導員は７名で、業務内容は、１つ目は、プログラミング教育などの高度な専門的知識を必要とする場合の授業支援や授業計画の作成支援、ＩＣＴ機器を利用した教材作成などの授業支援、２つ目は、校務支援システムの操作支援やホームページ等での家庭等への情報発信支援などの校務支援、３つ目は、授業支援アプリやドリル等のアカウントの管理、障害時のトラブル対応などの環境整備、４つ目は、研修企画の提案・助言やＩＣＴ機器の効果的な活用方法に関する研修などの校内研修となっており、委託業者の社員がＩＣＴ研究指導員となっているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、保健衛生総務費、市立病院小児科時間外診療事業費について、広告料などが計上されているが、具体的にどのようなことを考えているのかということについては、小児科時間外診療が飯塚急患センターから飯塚市立病院に変更となり、２０２４年４月から診療が開始されることを周知するための広告デザインや、市内にあるフリーペーパーへの掲載依頼を考えているという答弁であります。

次に、学校給食費、学校給食賄材料費について、物価高騰に伴って学校給食の賄い材料費を増額しているということだが、１食当たりどのくらいの金額となるのかということについては、小学校では日額単価で２３８円であったものが２８円増加により２６６円となり、中学校では２８７円であったものが３４円増加により３２１円となっているという答弁であります。

次に、この学校給食賄材料費は、市費で対応するということだが、給食費の値上げは考えなかったのかということについては、物価高騰の中、家庭の家計の状況を考えると値上げは困難であるため、今回は給食費の値上げは考えなかったという答弁であります。

次に、地域振興費、移住支援助成事業費について、移住支援事業助成金が増額となったのはどのような要因からなのかということについては、当初予定していた移住者の助成金の予算６４０万円のうち、すでに６１０万円を助成しており、現在、新たに数世帯の移住希望者から相談があっていることから、助成金を増額するものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７１号　飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市内防犯灯のリース契約が令和５年度末をもって終了するということだが、防犯灯を所有している自治会等とは、今後どのような対応を考えているのかということについては、ＬＥＤ電球は、約６万時間の寿命があり、令和９年度までの４年間ではすぐに消灯となる可能性が低いことから、この期間において自治会等と調整を図っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、令和９年度までの間で、自治会等所有の防犯灯に不具合が生じた場合はどのように対応するのかということについては、不測の事態により故障したものについては、本市で修繕などの対応を行っていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７５号　専決処分の承認（令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号））」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７６号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」、「議案第７７号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第７８号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第７９号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８０号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第８１号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８２号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８３号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第３号）」、及び「議案第８４号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」以上９件は、関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費について、住民税非課税世帯に確認書を送付するということだが、いつ発送するのかということについては、発送は令和６年１月中旬を予定しているという答弁であります。

次に、確認書はどのような内容となっているのかということについては、令和４年度に給付した臨時特別給付金の口座番号等を記載しており、引き続きその口座を利用する場合は、氏名を記入して返送してもらい、口座に変更がある場合は、修正して返送してもらうようにしているという答弁であります。

次に、給付を迅速に行うため、スマートフォンやパソコンを使ってオンラインで申請する「ファストパス」の活用は考えていないのかということについては、郵送とファストパスの２種類の方法になると、申請者に混乱が生じるおそれがあり、また高齢の申請者が多いことからファストパスの活用は考えていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案９件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８６号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第８７号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」以上２件は、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、会計年度任用職員の給与改定が令和６年１月１日となっているのは、どのような理由からなのかということについては、令和２年度に会計年度任用職員制度移行の際、当時は給与の減額改定が想定されていたことから、会計年度任用職員の収入の安定化を図るため当面の間は給料表の見直しは行わず、一般職との給与表と連動しない設計としており、もともと遡及する考え方がない制度設計としていたこと。また、本年５月２日と１０月２０日に総務省及び総務副大臣からそれぞれ「常勤職員の給与改定がされた場合、それに準じて会計年度任用職員の給与改定をすることを基本とする」という通知が発出されたことから、これまでの会計年度任用職員に係る制度設計を見直し、職員の給料表改定に合わせ、職員の給料表を参考に会計年度任用職員の条例改正を行い、直近の給与支払いである令和６年１月から新たに取り組むこととしたものであるという答弁であります。

次に、「常勤職員の給与改定がされた場合、それに準じて会計年度任用職員の給与改定をすることを基本とする」といった同様の通知が重ねて発出されているが、どのように考えているのかということについては、会計年度任用職員の給与改定及び遡及適用についての技術的助言と理解しており、これを受け、これまでは給料表の改定は、年度当初からとしていたものを新しい制度として令和６年１月から実施することで、年度途中での給料表改定を行い、遡及適用は令和６年度以降に実施することとしたものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８５号　飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。「議案第５９号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」につき、繰越明許費追加関連で、楽市小学校の道路新設工事について、審査要望をしておりましたが、現在、１２月から工事が始まっておるわけです。これについて先ほど委員長報告の中で、この道路がなければ、学校跡地を購入した業者が開発行為ができないと、認められないと福岡県から指導があったという説明が委員会であったとのことですが、その指導があったのは、この楽市小学校跡地売却公募前か後か、分かるでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　その確認は行っておりません、分かりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　分かりました。このことについては、福岡県に聞かずとも飯塚市は売却公募の段階で当然に分かっていたはずです。土地は売るが開発行為はできませんよと分かっていたはずです。

それで、そのままこの土地を売却するようにした理由が分かるような審査があったでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　それは確認しておりません、分かりませんでした。あっておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　市が税金を投入して造るべき道路なのか、それとも、そこの道路敷まで売却して、開発を考える業者が道路を造り、そして飯塚市に寄附をするというような選択肢がどこかの段階であったはずなんですけれども、それについて説明があり、審査があったということはないですか。

○議長（江口　徹）

　１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　あっておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　現在、楽市保育所があるわけですけれども、送迎用の敷地を道路として使っているわけです。そこを新設道路敷とするものですから、様々な混乱が生じたわけです。楽市保育所の廃止と穂波東保育所への移転については４月ということになっているわけですから、その後にこの道路の工事、飯塚市がするにしても事業者がするにしても、行うことができたのではないかと思いますが、それについての説明、審査はあったでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　審査、説明はあっておりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私は、１２月８日のこの場所での議案質疑の中で、この点について指摘もし、総務委員会で審査してもらうように要望を述べたと思いますが、そこまでの説明がなかったというのは、納得がいきませんけれども、どういう事情でしょうか。委員長において分かりますか。

○議長（江口　徹）

　１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

　１２月８日に審査要望があったことを踏まえて審査をいたした結果でございます。

○議長（江口　徹）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、今質疑しました楽市小学校道路新設に関する点について審査要望していたのに、先ほど答弁があったような審査しかしていないことについては、納得いかないことをまず述べておきたいと思います。

私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第８６号」に賛成、「議案第８７号」に反対の立場から討論を行います。

「飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和５年度人事院勧告に伴い、国家公務員の給与の改定が行われたことにより、これを参考に職員給与を改定するもので、給料は平均１．１％の引上げ、１千円から１万２千円増額を令和５年４月１日まで遡って適用し、期末・勤勉手当は０．１か月分を令和５年１２月１日から適用するものであります。「飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」は、一般職職員の給料の改定を参考に、会計年度任用職員の給料を改定するための地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものとの説明であります。給与の引上げは、平均２．６％、１千円から１万２千円増額で令和６年１月１日から、勤勉手当の新設は令和６年４月１日からとなっています。

給料引上げについては、一般職員が令和５年４月１日から、一方、会計年度任用職員が令和６年１月１日から、これに一般職員は令和５年１２月１日から期末・勤勉手当を引上げ、会計年度任用職員は勤勉手当の新設を令和６年４月１日から行うということになっているわけです。常勤職員の給与改定が行われるときには、会計年度任用職員も準じて改定することを基本とし、適切に対処すべきことは、総務省が５月２日付通知に続いて、１０月２０日付で総務副大臣通知を出しています。地方公務員の給与改定等に関する取扱いについての総務副大臣通知、令和５年１０月２０日であります。この総務副大臣通知の４項には、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に関わる取扱いについて（令和５年５月２日付総行給第２１号）」を踏まえ、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の時期を含め、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とし、適切に対処することとあります。職員について、不利益は遡及せず、利益について遡及改定するのは、当然であります。常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の時期を含め、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とし、適切に対処することと、通知を繰り返しているわけです。この通知は、本市においてどう検討されたのでしょうか。

飯塚市には会計年度任用職員は７１１人おり、市役所の多様な分野で、一般職員とともに公務を支え、住民サービスを支えており、住民サービスの極めて重要な担い手です。ところが、その労働条件は、１年雇用の非常勤とされ、低賃金で不安定な雇用状態であります。そして、その多くは女性であり、ジェンダー不平等の是正の大きな課題となっているわけです。会計年度任用職員７１１人について、このまま給料改定を令和５年４月まで遡らなければ、全体として６千万円、１人当たりではほぼ８万５千円の不利益になる計算です。この不利益を打開するために、会計年度任用職員は一体何ができるでしょうか。飯塚市は、何をしなければならないでしょうか。私たち議会は何をするべきなのか。

飯塚市は、飯塚市職員労働組合との交渉において、４月までの遡及を求める要求に対して、どういう説明を行い、どう納得を求めたのでしょうか。３年前、２０２０年度から会計年度任用職員制度がスタートしたときに、一般職員の給料改定に準ずることにすれば、一般職員が給与引下げの場合に、会計年度任用職員も不利益が生じることが考えられるからと、当分の間、５年間ほどでしょうか、一般職員の給料改定にリンク、連動しないこととしていたわけであります。今回、一般職員の給与引上げを検討するに当たり、会計年度職員の給料の引上げを行うように、ルールを改めるには時間が足りなかったというような説明があったようであります。しかし本当なのでしょうか。担当課の通知は５月２日付です。総務副大臣の通知がなぜ１０月２０日になって、追いかけるように重ねてあったのでしょうか。繰り返しますけれども、職員について不利益は遡及しないのは当たり前ですけれども、利益は遡及するのが当たり前ではないでしょうか。時間がなかったということで、６千万円もの不利益を７１１人の会計年度任用職員に押しつける、こういう条例案が堂々とよく出て来たなと私は思うわけです。低賃金で、不安定雇用の状況に押し込まれ、そして、このことについて、きちんとした場で物を言う立場にない会計年度任用職員の皆さん、どう説明するのでしょうか。通用するでしょうか。１人当たり８万５千円の不利益なんです。時間がないと言うけれども、総務省の令和５年５月２日の通知からでも、７か月あったわけです。この通知に沿って、会計年度任用職員について４月まで遡及した自治体は、現実にこの筑豊でもあります。飯塚市ができない理由が本当にあるのでしょうか。時間がなかったというだけで、このような不利益を、このまま会計年度任用職員の皆さんに押しつけて議会は進むのでしょうか。市長は国の通知に沿って、会計年度任用職員も準じて改定することを基本として、適切に対処するべきであります。この際、この「議案第８７号」については一旦撤回し、出し直すよう求めて、私の討論を終わります。

○議長（江口　徹）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第５９号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」及び「議案第７１号　飯塚市ＬＥＤ防犯灯設置事業分担金条例の一部を改正する条例」、以上２件の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「議案第７５号　専決処分の承認（令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号））」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認されました。

「議案第７６号　令和５年度 飯塚市一般会計補正予算（第７号）」、「議案第７７号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第７８号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」、「議案第７９号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８０号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第３号）」、「議案第８１号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８２号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第２号）」、「議案第８３号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第３号）」、「議案第８４号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第２号）」、「議案第８５号　飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」及び「議案第８６号　飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、以上１１件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案１１件は、いずれも原案可決されました。

「議案第８７号　飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。２４番　金子加代議員。

○２４番（金子加代）

　福祉文教委員会に付託を受けました議案４件及び請願２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６１号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、介護保険給付費等準備基金管理費が当初予算額と同額程度の補正額となっているが、どのような事情からこのような金額になっているのかということについては、本年度当初予算は前年度決算見込額から新型コロナウイルス感染症の影響や介護給付予防の適正化等の成果を見込み、前年度決算見込額から０．０４％減となると推測し予算計上していたが、その後の実績等を勘案し、本年度決算見込額を算定した結果、このような増額となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から高過ぎる介護保険料を基本的な原資とする介護保険給付費等準備基金が今回の補正による新規積立てによって１０億円を突破するに至っている。本来ならば第８期中の介護保険料を引き下げて修正を図るべきであり、積み上がった基金を次期に持っていくような処理など介護保険の本旨を外れた運営が進められていると思われることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６８号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正によって保育の現場にどのような影響があるのかということについては、国の基準の改正に基づく所管の変更や文言整理等を行ったものであり、保育の現場に影響を与えるものではないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６９号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在の楽市保育所及び平恒保育所の定員と統合後の保育所の定員はそれぞれ何人なのかということについては、楽市保育所は１２０名、平恒保育所は６０名で、統合後の保育所は２つの保育所の定員を合わせた１８０名で考えているという答弁であります。

次に、統合後の保育所所在地の土壌の安全性は調査したのかということについては、当該土地は土壌汚染対策法の対象外となっている。また、福岡県に当該土地の過去の建造物の履歴を提出し、確認してもらった上で問題ないという見解に至ったという答弁であります。

この答弁を受け、法律で安全だから調査をしないということではなく、子どもが泥遊びをすることも予想されるので、念には念を入れて調査をすべきだという意見が出されました。

次に、現在の楽市保育所及び平恒保育所の職員数と統合後の保育所の職員数はそれぞれどのようになるのかということについては、常時勤務している職員としては、楽市保育所が３１名、平恒保育所が２２名、統合後の保育所は２つの保育所の職員数を合わせた５３名となるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から新たな保育所の所在地についての適切な説明が得られないことや子どもの安全のために必要だと指摘されているにもかかわらず土壌調査を実施しないことなどから本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８９号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、対象の教育職員の配置状況はどのようになっているのかということについては、通級指導教室の教員が１名、外国人児童生徒の日本語指導教室の教員が１名となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第１号　「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」について審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、伊川の郷ラジウム温泉風呂の現状はどのようになっているのか。また、改修した場合の費用はどのくらいになるのかということについては、福岡県に温泉及び公衆浴場の廃止届を提出しており、現在は廃止状態になっている。また、仮に温泉施設を再開するとなると、現在の施設設備では現行の公衆浴場法の基準に適合せず、施設設備の更新が必要であり、問題を抱えているボイラーと配管を修理するだけでは済まないため、莫大な改修費がかかるという答弁であります。

次に、伊川の郷の運営収支は平成２５年度から１０年間で約７千万円の赤字で、社会福祉協議会の自主財源で賄っているということだが、この状態で運営を継続することができるのかということについては、社会福祉協議会からは浴場の改修等を検討の上、経営判断を行った結果、浴場廃止に至ったと聞いているという答弁であります。

次に、伊川の郷に対して筑穂保健福祉総合センターのような補助金交付要綱をつくることはできないのかということについては、伊川の郷のラジウム温泉風呂については、社会福祉協議会が廃止し、再開することはないということを確認しているため、補助金交付要綱を策定することは考えていないという答弁であります。

次に、忠隈住民センターにも補助金を交付しているが、伊川の郷のラジウム温泉風呂を同じように位置づけることは考えられないのかということについては、伊川の郷はもともと公共機関という扱いではないため、全く想定していないという答弁であります。

次に、社会福祉協議会が伊川の郷のラジウム温泉風呂の再開はどうしてもできないということであれば、本市がラジウム温泉風呂を借り上げ、老朽化している部分を修繕した上で直接市民に提供するようなことは考えたことがないのかということについては、今のところ想定していないという答弁であります。

次に、高齢者の皆さんは伊川の郷に行くことによって健康を維持でき、ある意味フレイル予防の一環と捉えることができると考える。再開が難しいのであれば近隣の温泉施設を利用し、本市と社会福祉協議会で話し合って補助金などを出せば居場所づくりができるのではないかということについては、居場所づくりは限られた場所ではなく、様々な場所とする必要があり、社会福祉協議会と協議を進めていく必要がある。また、民間施設を活用するとなると、ほかの事業所にも影響があることなので、今後、民間施設の活用も視野に入れ、高齢者の居場所づくり事業を総合的に考えていきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、請願に賛同している高齢者の意を酌み、本件に賛成であるという意見や、地域の方々の気持ちは十分分かるが、温泉法に基づいて施設管理者が廃止届を既に提出しており、現時点でこれ以上どうすることもできない状況であるため、本件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第４号　介護保険料の引き下げに関する請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、介護保険には生活困窮者に対して保険料の減免制度があるが、今回の請願提出に当たって減免制度の利用状況等は勘案されているのかということについては、減免制度は生活保護を申請するのとあまり変わらないくらいの諸条件があったり、資産調査や収入調査などプライバシーにかかわることをさらけ出してまで申請することは気が引けるといった高齢者もおり、請願者や賛同者と減免制度についてはあまり話をしていないという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、第８期で介護保険料を値上げしているということだが、どのような理由で料金設定を変更したのかということについては、第８期の給付見込みや要介護認定率の上昇、介護保険給付費等準備基金の残高などを勘案し、介護保険料を算定した結果、値上げとなっている。第７期では所得段階を１７段階としていたが、第８期では２０段階とすることで、ある程度低所得者に対する軽減を図っているという答弁であります。

次に、第９期の料金設定についてはどのように考えているのかということについては、今後の高齢者人口、高齢化率、後期高齢者の数、要介護認定者数、認定率、介護サービス給付費の将来推計を算定し、介護保険給付費等準備基金を取り崩すことも検討しながら、どれだけ第１号被保険者保険料で賄うべき必要があるのか算定し、料金設定を行うが、現時点ではまだ国から介護報酬改定等が出ていないため、算定できていないという答弁であります。

次に、第９期の計画に当たって、介護サービス給付費はどのように推移すると考えているのかということについては、令和２年度から４年度にかけてはコロナ禍により減少したが、５年度からは上昇傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症もある程度収束しており、介護保険の給付適正化事業を推進しているが、第９期は微増傾向に進むのではないかと考えている。また、要介護等認定者数や利用者数も増加傾向にあると見込んでおり、令和７年度には団塊の世代の方が７５歳を迎えることも考慮し、適正に算定していくという答弁であります。

次に、現在の本市の介護保険料は県内で２番目の高さということだが、どのような理由で他市と比較して高いのかということについては、要介護認定率、利用者数、単身の高齢者数、市内の介護事業所数、１人当たりのサービス利用量などが他市よりも多く、給付費の高さが保険料の高さにつながっているという答弁であります。

次に、第９期の介護保険給付費等準備基金の期首残高はどのように見込むのかということについては、給付費が急激に伸びた場合、基金の残高によっては県から借入れをするような事態に陥ることが考えられる。どれだけの期首残高を見込むのかは第９期の保険料を算定していく中で決定するが、将来的に赤字にならないように見込んでいくという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から物価高騰と生活を圧迫する社会情勢の中で、高い介護保険料が高齢者の生活に不安を及ぼしている点や介護保険給付費等準備基金が計画目標額をはるかに超えた金額になっている点などを考慮し、本件に賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち「議案第６１号」、「議案第６９号」に反対、「請願第１号」及び「請願第４号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案からです。「議案第６１号」は、「介護保険特別会計補正予算（第１号）」であります。３年前に引上げられて福岡県下で１番、全国で４４番目に高い飯塚市の介護保険料が、高齢者の暮らしを深刻に圧迫しています。介護保険給付費等準備基金は今回補正で積立てが２倍になり、第８期事業計画期末残高は計画目標の２億５５００万円のほぼ４倍、１０億円を突破しています。基金残高が計画目標を大幅に超えているのに、介護保険料の引下げを求める高齢者の声に、市が背を向け続けたからであります。

「請願第４号」は介護保険料の引下げを求めるものであります。物価高騰のさなか、少ない年金から介護保険料が天引きされ、暮らしはますます大変と悲鳴が上がっています。年金支給の月に行われる百縁市、飯塚市中心商店街では、請願署名に協力する人々の行列ができました。明日１２月１６日、明後日１７日にも百縁市がありますので、アピールをしたいと私は思っています。介護保険給付費等準備基金は、予定では２億５５００万円に対し、１０億円を超えています。ほぼ４倍です。７億４５００万円ものオーバーであります。この点につきまして少しお話しますと、第６期事業計画、２０１４年から２０１６年のときは、期末の目標が１億９３８４万６千円。実績がそれを上回る３億８９９５万円であります。第７期、２０１７年から２０１９年度であります。その期末の予定目標は前期と同じ１億９３８４万６千円。実績はそれを上回る２億５５１２万１千円となったわけです。第８期、２０２０年度から２０２３年度、今年が第３年度なわけですけれども、期末の予定目標は２億５５１２万１千円、これは８期の実績をそのまま目標にしたわけですね。これに対して、今回補正によって８期の期末残高はどうなるかというと、先ほど申し上げているとおりであります。１０億円を突破するという状況です。来年度から３か年の第９期事業計画については現在策定が進められて、大詰めを迎えています。１２月１日からは、市民意見募集も行われ、年末年始の慌ただしいときなんですけれども、来月４日には締め切るということになっているんですね。ところが、国の動き、福岡県の動きなどもあって、この今出されている素案では、介護保険料は集約中ということで、案が示されないままなんですね、したがって、市民にとっては、この介護保険料について、一般的に高いのではないかというふうに感じはするけれども、第９期の件については、意見の出しようがないわけですね。具体的に幾らというのはないわけですから。そうである以上、議会として、市民の皆さん、高齢の皆さんの一般的な願い、要求である介護保険料の引下げを求めるこの請願、ぜひ採択していただきますように訴えたいと思うわけです。

次に、「議案第６９号」は楽市保育所と平恒保育所を廃止し、新たに穂波東保育所を旧武道場跡地に設置する議案であります。新しい保育所ができることは歓迎であります。しかしながら、朝夕通過列車の多いＪＲ福北ゆたか線、交通量の多い旧国道２００号線を挟んで、楽市と平恒にそれぞれ現在２つある公立保育所を平恒エリアにまとめて一つにすることは、保護者の送迎にとって有利とは言えません。また、公立保育所は保育士の待遇改善をはじめ、公的保育の充実にとって大きな役割を持っており、安易に減らすことはできません。また、新設する穂波東保育所においては、敷地の土壌の安全性について指摘をしても、検査をしないままであります。今からでも急いでチェックし、結果に基づいて必要な措置を取るのが子どもを預かる立場として当然ではないでしょうか。

「請願第１号」は伊川温泉、ラジウム温泉の早期再開を求めるものであります。伊川の郷のラジウム温泉に入浴し、利用者の皆さんと懇談するのは、高齢者にとって本当に楽しいものです。心も体もほかほかです。そのお風呂が老朽化が進んで、昨年から利用中止になっています。伊川の郷は市民にとって大切な福祉施設です。ラジウム温泉は、飯塚市の大事な観光資源でもあります。飯塚市が、市社会福祉協議会とよく話し合って、みんなが楽しめるようにしてください、というのが請願の全文であります。伊川の郷を運営する飯塚市社会福祉協議会は、今年に入って、お風呂について、温泉登録も公衆浴場登録も廃止し、事業から撤退することを決めてしまいました。高齢者は、今取り残されたままであります。せっかくのラジウム源泉は、１年間どこにも給水されず、止まったままであります。住民福祉、高齢者福祉のために本市が責任を持つべき保健福祉センターは現在、穂波、庄内、さらにしっかりした改修が期待されますが筑穂にあります。市社会福祉協議会が伊川の郷のお風呂を廃止したわけですから、この際、飯塚市は、福祉の増進に責任を持つ立場から、今後のことについて社会福祉協議会とよく話し合うべきことは当然であり、議員各位に請願への賛同をお願いするものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口　徹）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６１号　令和５年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６８号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例並びに飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６９号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第８９号　飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「請願第１号　「伊川の郷」ラジウム温泉風呂の早期再開を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第１号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

「請願第４号　介護保険料の引き下げに関する請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１１時０３分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（江口　徹）

　本会議を再開いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

　協働環境委員会に付託を受けました議案４件及び請願１件について審査した結果を報告いたします。

「議案第６０号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第６２号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、以上２件については、執行部から予算書等に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７４号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ふれあい広場での事業で利益が出た場合、その利益はどうなるのかということについては、現在当該事業は赤字であるが、利益は貸付け先の収入になるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第８８号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保険税が減額される期間は４か月とのことだが、いつを基準とするのかということについては、出産予定日を基準とし、出産予定月の１か月前から４か月の期間は保険税が減額される。実際に出産した日と出産予定日が違ったとしても、その期間は変わらないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「請願第３号　子育て支援の充実（子ども医療費無償化）を求める請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、子ども医療費無償化を行った場合、本市のイメージはどのように変わると考えるのかということについては、子ども医療費無償化は隣接する嘉麻市が実施しており、そのことで、現在、不満がある市民がいると思われる中で、イメージアップには至らないかもしれないが、マイナスがゼロになるという認識であるという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、嘉麻市における子ども医療費無償化はどのような内容なのかということについては、令和５年１月から市内在住で１８歳到達の年度末までの子どもに対し、入院・通院ともに無償化を実施しているという答弁であります。

次に、県内のほかの自治体の状況はどうなっているのかということについては、嘉麻市と同様の子ども医療費無償化を実施している自治体は、芦屋町、水巻町及び赤村が実施しており、令和６年４月から古賀市、令和６年１０月から春日市も実施予定であるという答弁であります。

次に、国は子ども医療費無償化についてどのような検討をしているのかということについては、地方自治体が単独事業として医療費の助成を行った場合、その助成した分は国が補助金を減額するペナルティーがあるが、そのペナルティーを廃止することを検討しているという答弁であります。

次に、本市において子ども医療費無償化を実施する際は、どのような手続が必要になるのかということについては、まず、飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の改正が必要であり、条例改正後は、医療機関、診療報酬支払基金等の関係機関との調整、市のシステム改修、市民周知等を行う必要があると考えているという答弁であります。

次に、子ども医療費無償化を実施すると、患者数が増えると考えるが、実施を予定している自治体はどのように考えているのかということについては、当該自治体に聞き取りを行ったところ、無償化による患者数の変化については、見込みが難しいという理由や、影響は少ないと見込んでいるという理由から、試算には反映していないという回答があったという答弁であります。

次に、子ども医療費無償化に必要な予算はいくらと考えているのかということについては、年間約１億３千万円が必要となると考えているという答弁であります。

次に、子ども医療費は県の補助対象だが、歳入歳出はどのようになっているのかということについては、令和４年度決算で子ども医療費の歳出は約３億５千万円、県からの子ども医療費補助金の歳入は約１億５千万円で、差引き約２億円が単費となっている。子ども医療費無償化を実施した場合は、単費が約３億３千万円必要になると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本件については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　今の委員長報告、「請願第３号」に関しまして、質疑のほうをさせていただきます。各委員の方から、いろんな角度から質疑をされておったかと思うんですけども、私のほうで２点ほどちょっと気になる部分がございましたので、確認のほうをさせていただきます。

まず１点目は、先ほど先行自治体の部分のご報告もあったかと思うんですけど、これから導入を検討されている古賀市でありますとか、春日市からの、そういった部分の質疑とその回答のほうはあっていたかと思うんですけれども、先ほどありましたように、やはり先行事例として、近隣の嘉麻市からの聞き取りというのは、財源の部分、しっかり、いろんな部分で数年間やられていますので、その辺りの状況調査というのができると思いますし、その部分から得られる部分の情報というのが多々あるかと思うんですけれども、実際に委員会のほうで嘉麻市の担当者などへの直接的な問合せ、聞き取りなどがありましたでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

　そのような聞き取り等はあっておりません。

○議長（江口　徹）

　１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　もう一点、ちょっと私が審査をする上で重要だなと感じているのが、今回は医療費を無償化してほしいという市民の方からの請願になっているかと思うんですけれども、一方でやはりその医療を実際に提供する医療機関の方への聞き取りなり、調査なりが、やはり今回判断する上で必要ではないかと思うんですけれども、そういった小児科医などへの、医療機関への今回の無償化に対する調査など行われておりますでしょうか。

○議長（江口　徹）

　１６番　土居幸則議員。

○１６番（土居幸則）

　そのような聞き取り等は行っておりません。

○議長（江口　徹）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１５番　永末雄大議員。

○１５番（永末雄大）

　私は、「請願第３号　子育て支援の充実（子ども医療費無償化）を求める請願」に、反対の立場から討論させていただきます。

まず、子ども医療費無償化につきましては、実施した場合の具体的な成果というのは想像できますし、国としてもその検討が行われております。また、制度を取り入れる自治体も増加傾向ですので、その制度そのものを本市が取り入れるということも、将来的にはあり得ると考えますけれども、賛否を判断するに足りるだけの十分な調査が行われているとは考えられないため、現時点でその賛否に関する適切な判断ができかねず、賛同することができません。

先ほど、委員長報告もありましたけれども、私は大きく３点について、しっかりとした調査のほうを行っていただければと考えております。１点目は、財源に関する調査、２点目は、先行自治体の現状に関する調査、３点目は、小児科医などの医療機関への調査、この３点でございます。

この制度を導入することで新たに本市が負担することになる金額については明確になっておりましたが、あくまで一般財源で措置するというふうな回答であったかと思います。それ以上の議論はあっておりませんでした。しかし、一般財源というのは無限ではございません。措置をするのであれば、当然、他の予算を減額して、規模を縮小して、この事業に充てるということになるかと思います。事実、今議会においては、第２子の保育料無償化に関する請願を飯塚市議会で可決しております。武井市長も推進を表明されておりますので、この点につきましても、当然財源を捻出していくことになるかと思います。そういうようなことを考えましても、一般財源で措置するという回答を得たことで、それがイコール財源に見込みが立っているとは判断すべきではないと思います。そこでさらなる調査を要望いたします。

また２点目、先行自治体への調査という点では、実際にやはり実施している嘉麻市などへの調査というのはしっかりと時間をかけて行うべきではないかと考えます。事実、私が個人的に嘉麻市の関係者の方に見解を聞きましたが、やはり恒久的に財源を確保しなければならないということが、この制度の導入に当たってのかなり難しい部分ではなかろうかということでございました。そのように、実際に制度を運用している先行自治体というのが身近に、県内にも幾つかあるということでしたので、やはり所管の委員会として、しっかりと先行自治体の現状について、さらに多角的な調査をしていただきたいと考えます。

３点目、小児科医などへの医療機関の調査についてでございますけれども、私はこの点について、とある市内の小児科医の先生の見解を個人的にヒアリングさせていただきました。そうしますと、恐らく大部分の小児科医は、今回の子ども医療費無償化に関しては、ちょっと疑義を呈するんじゃなかろうかというふうな回答が得られました。理由としては、無償にすることによる医療現場への影響の懸念でありますとか、そもそも対価を伴わないということが本当に正しい姿なのかというふうな疑問を呈されておりました。私は、子ども医療費無償化を検討するのであれば、実施する前に、やはりこの点はしっかりと状況を調査し、医療関係者と意見交換を重ねた上で導入に入るべきではなかろうかと考えます。実際に制度導入を決めた上で、医療関係者への意見聴取を行うのか医療関係者への意見を審議段階で聞いた上で、制度導入に入っていくのか。これは同じように見えますけれども、実際に制度を運用するに当たっては、全く異なる結果をもたらすと考えます。ですので、請願を通過させる前に、しっかりと市議会として、医療関係者への意見聴取を行い、医療現場の声を聞くべきではなかろうかと考えます。請願者の子育て支援のための医療費を無償化にしてほしいという気持ちは、大変よく分かります。事実、私にもまだ小さな子どもがおりますので、この制度が実現すれば、その恩恵を受ける立場にあります。しかし、一方の意見だけではなく、実際に医療を提供されている側の状況も同じくらいしっかりと把握しておく必要があるんではなかろうかと強く感じます。

以上の３点は、制度導入を決める上で非常に重要な点であると考えますので、その点について十分な審議が行われていない段階で、請願の賛否を判断できかねますので、今回は賛成することができません。

以上、討論を終わります。

○議長（江口　徹）

　ほかに討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第６０号」、「議案第６２号」について反対の立場から、「請願第３号」に賛成の立場から討論を行います。

まず、反対する議案からです。「議案第６０号　国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」は、国民健康保険給付費等準備基金残高が高水準で推移している一方で、高過ぎる国民健康保険税の是正がないままの補正であり、認めることができません。

「議案第６２号　後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」については、７５歳以上の高齢者を一方的に囲い込む差別的な医療制度であり、制度そのものに問題があります。医療費の窓口自己負担について、国は昨年１０月、多くの反対を押し切って、２割制度を導入しました。このまま窓口負担２割が原則に変わってしまうのではないか。不安が広がるさなか、先日、日本経済新聞１２月２日付電子版を見たわけですけれども、政府は、７５歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担引上げを社会保障の改革工程の原案に盛り込む、後期高齢者のうち一定の所得がある３０％弱を除いて、原則１割負担だが、２割への引上げを検討すると報じています。ここには、先ほど申し上げましたような、この制度そのものの矛盾が表れているのだと言わざるを得ません。

次に、「請願第３号」は「子育て支援の充実（子ども医療費無償化）」についてであります。先ほど、永末議員から反対討論ということで、３点反対理由が示されています。財源をどうするのか、先行自治体ではどういう経験があるのか、さらに小児科など医療機関の意見も聞いていないということが、市議会の請願審査における反対の論拠と言うわけですけれども、議会と執行部の活動状況との関係、また市民の請願の議会での取扱いというのは、そういうものなのかと思うわけですね。そうではないんではないかと。議会が独自に調査をし、議員が調査政策活動を行って、請願の賛否について判断していくというのが基本ではないかと思うわけですね。それらに関わると思うんですけれども、子どもは、病気やけがが多いです。重症化するリスクも高いために、早期の診断、早期治療が不可欠です。発熱しても、手元にお金がなくて病院に行けないということもあるわけですね。こういう状況だと、病状が急変しやすい子どもにとっては命にも関わりかねない、そういう状況だと思うわけです。飯塚市が発行している生活応援クーポン券では、病院にかかれません。本当なんです。そういうご家庭があるということなんですよね。とりわけ、ぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どものいる家庭は、長期的な負担が、子どもの健康、命と、ぜんそくは間に合いませんからね、発作が起きると。それで長い期間の負担にもなるわけですね。お金の心配をせずに受診できる仕組みが絶対に欠かせないんですけれども、そういう意味で、子どもの医療費の無償化というのは、子育て世代、その上の祖父母の世代にとっても深刻な課題です。

厚生労働省によれば、無料化あるいは助成をしている自治体は、通院を見ると中学校卒業までというのがありますけれども、２０１１年で自治体の３９．８％、４割弱だったんですけれども、これが２年前、２０２１年には９５．０％まで広がっているわけですね。さらに高校卒業またはそれ以上までという点で見ると、２０１１年のときには２．２％だったんですが、これが同じように２年前の２０２１年には、４７．２％へと拡大しています。本市の場合も市民の世論、それから議会の取組によって、それを執行部が受け止めて、徐々に対象を拡大したりしてきている経過はあるんですけれども、さらに請願は拡大を求めるというものです。

それで、請願も述べているのは自己負担の捉え方なんですね。１診療科当たり、子どもの受診にかかる上限があります。そこぐらいは自己負担でお願いしたいというのが、飯塚市も無償化対象を拡大するときに、この自己負担制度も導入したわけですね。ここに大きな矛盾があって、対象拡大というのは受診促進なんですよね。早期発見、早期治療を促して、子どもの苦痛を抑制し、命を守るという側面と、それから、ひいては総医療費の抑制にもつながる、そういうことなんですけれど。ここに自己負担を導入するということは何のためですかと。これが受診抑制につながるわけですね。アクセルとブレーキを同時に踏んでどうするんですかと、前の前の市長と論戦したことがありますけれども、この自己負担については、何らかの助成を実施している自治体１７４１自治体のうち、飯塚市と同じように一部自己負担があるのは、通院においては６１７自治体、入院では５２９自治体にすぎない。これは厚生労働省の集計です。子ども医療費無償化については、対象を拡大するとともに、受診抑制につながりかねない自己負担を無くす。そういう完全無償化が急がれます。私は同じ飯塚医療圏にある嘉麻市に、こんなに遅れていいのかというふうに思うんですね。嘉麻市は、もう数年前に実行しているではないですか。なのに飯塚市は、先行事例の研究もしていないし、それを議会の請願審査においても、お話できないという状況なんですよ。これはやる気がないわけですね、市に。お金がないとか何とか言って、やる気がないんですよ。やる気を出せば、永末議員が言われたような財源の問題でも、先行事例の研究についても、それから医療機関に話を聞くとかいうことも、初めてできるわけですよ。やる気がない者にこの３つの点は求められません。そういった点で言えば、市民の請願をしっかり我々が受け止めて、請願を可決して、市長とも協同するところもあろうかと思いますけど、まずは私たちがこの請願をしっかり受け止めて可決することが大事ではないかと思うわけですね。

医療機関のことについて少し述べますと、私が聞いているところでは、飯塚医療圏の２市１町については、高い水準で同じ制度にしてもらったほうがいいですと。嘉麻市がそこまでいっているのに、飯塚市が何年も足踏みしているのは、飯塚医療圏の医療機関としては、ちょっと実は困っていると。貼り紙があるではないですか、病院の窓口に。嘉麻市の方は、桂川の方は、飯塚の方は。こういうのを定住自立圏の中心都市にもなっている飯塚市がもたもたしているわけにいかないと思います。請願を可決して、そして、市にも議会のやる気を見ていただいて、永末議員がおっしゃったような３点についても、調査、研究してもらうと。これについては、私的には来年の４月からでも実施できるぐらいのスピード感でやったらどうかと。

最後ですけれども、財源問題については、この１２月定例会は相当大きな議会のイニシアチブがあったと思います。子どもに関わる問題、高齢者に関わる問題で、重要な請願が可決したか、可決されようとしています。これについては財源が当然要るわけですけれども、これをすればこっちを削らなければならないとかいうことではなくて、この福祉の関係の財源をワンセットで、どう確保するかということで考えていけば、国からの支援、それから予算の組替えとか、ちょうど今、来年度の予算編成をやっている最中だと思うので、できると思います。これに必要ならば基金の活用ということもあると思うわけですね。永遠に国が子ども医療費の充実をやらないというふうに言っているわけではないだろうと思うので、今、緊急に国の制度実施までの間、飯塚市が頑張ることはできるのではないかというふうに思います。

以上で討論を終わります。

○議長（江口　徹）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６０号　令和５年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６２号　令和５年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第７４号　財産の無償貸付け（ふれあい広場）」及び「議案第８８号　飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「請願第３号　子育て支援の充実（子ども医療費無償化）を求める請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。１２番　田中英美議員。

○１２番（田中英美）

　経済建設委員会に付託を受けました議案９件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第６３号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第６４号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、使用料、地方卸売市場使用料について、説明欄の付属営業人とは何かということについては、市場の関連店舗のことであるという答弁であります。

次に、関連店舗は何社くらいあるのかということについては、６社であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６５号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第６６号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」、以上２件については、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第６７号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました資本的支出、施設整備費について、「汚水処理構想策定業務委託料は、何をもって最適にするという視点で策定しているのか」ということについては、汚水処理構想の策定においては、それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性、地形的条件等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた、効率的かつ適正な整備、運営管理手法を選定することにより、最適に行うものとしているとの答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、下水道事業収益、営業収益について、下水道使用料が減少しているのはなぜかということについては、下水道使用料の補正は、４月から８月までを実績値で計上し、９月以降は、令和４年度と令和５年度の上期実績値の変化率を乗じて算出しており、その結果、当初見込んでいた額と比較して減少となっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７０号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正でどのような点が変わったのかということについては、空家等活用促進地域という管理地域を定めることができ、今後、福岡県と検討していくこと、老朽危険空家になる前の住宅を管理不全空家として指定できるようになり、指導・勧告を受けた場合、固定資産税の控除が受けられなくなること、緊急時に除去等が必要な特定空家に対し、命令等の手続きを経ず、代執行が可能となったことの３点が大きく変わっており、いずれも詳細な手続等は福岡県からは示されておらず、まずは周知活動を行うことになっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

　次に、「議案第７２号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

　その質疑応答の主なものとして、改正前の条例に基づく対象者はどのくらいいるのか、また、今回の改正によってどのようになるのかということについては、今年度を含めた過去３年間の実績では、３名の方が市営住宅に入居しており、今回の改正は、配偶者からの暴力を受ける被害者への保護命令制度の拡充に伴い、入居資格が改正されるものであるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７３号　市道路線の認定」及び「議案第９０号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、以上２件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第６３号」並びに「議案第６６号」に反対の立場から討論を行います。

「令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」については、メインスタンド関連事業が、十分な検討もないまま総事業費を３６億円からさらに増大させながら進められていますが、その財源に関するものがあります。そもそもこの事業を民間事業者に包括的に一括して委託するやり方は、公営ギャンブルになじみません。

「令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」については、上下水道事業経営審議会の審議を情報公開条例第１６条の立場を超えて非公開とすることを提案し、事前に市民の意見を聞くべきとの指摘部分を会議録において黒塗りして情報開示するなど、極めて異常な状況の下で進められた水道料３５％の値上げによる市民負担増大が反映しています。この水道料金は５年ごとの見直しとなっており、３年後にはさらに引上げとなる心配もあります。今回水道料金の値上げは、水道管更新のために１５億８千万円が必要、その後５０億円、さらに１００億円が必要だと議会で答弁がありましたが、それぞれのエリアごとの更新計画に必要なものを合わせたものではなく、水道管の総延長や施設の老朽化の状況から大まかに見通したものとの説明がありました。こうしたことも、市民は事前には知らされないままでした。私はこの際、企業局が水道料金の引下げのために水道管や施設整備の計画を見直すことを検討するとともに、市長が水道料金負担の軽減のために、市民を応援する財政措置を国の推奨や、周辺自治体の事例を参考に実施するよう求めておきたいと思います。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口　徹）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第６３号　令和５年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６４号　令和５年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第１号）」及び「議案第６５号　令和５年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

「議案第６６号　令和５年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第６７号　令和５年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」、「議案第７０号　飯塚市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第７２号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」、「議案第７３号　市道路線の認定」及び「議案第９０号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、以上５件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案５件は、いずれも原案可決されました。

議員定数のあり方に関する調査特別委員会に付託しています「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第７号　飯塚市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上２件を一括議題といたします。

「議員定数のあり方について」の中間報告及び「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の委員長報告の省略についてお諮りいたします。議員定数のあり方に関する調査特別委員会は全議員で構成されておりますことから、報告を省略することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、「議員定数のあり方について」の中間報告及び「議員提出議案第７号」の委員長報告については、省略することに決定いたしました。なお、質疑につきましても、全議員で構成する特別委員会で審査を行っておりますことから、これを省略いたします。

議題中、「議員提出議案第７号」については、委員会において継続審査となっております。「議員提出議案第７号」に対する討論を許します。討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第７号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、継続審査とすることに決定いたしました。

「議員提出議案第１５号」から「議員提出議案第１８号」までの４件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。２３番　小幡俊之議員。

○２３番（小幡俊之）

　「議員提出議案第１５号」、「議員提出議案第１６号」、「議員提出議案第１７号」及び「議員提出議案第１８号」、以上４件について提案理由の説明をいたします。本案４件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛てに、「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）」は、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣宛てに、「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）」は、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（子ども政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛てに、「認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）」は、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てにそれぞれ提出したいと考えております。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口　徹）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案４件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１５号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出」、「議員提出議案第１６号　医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出」、「議員提出議案第１７号　食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第１８号　認知症との共生社会の実現を求める意見書の提出」、以上４件については、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第１９号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　「議員提出議案第１９号」について提案理由の説明をいたします。本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し上げます。「ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口　徹）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

　まず本件につきましては、議会運営委員会で質疑ができたという中、本会議での質疑という形になり、申し訳ございません。提案の趣旨自体は、私の個人的な考えと極めて一致するところではございます。クーデターで友人を亡くしていることもあって、紛争の悲惨さについては心を痛めるばかりでございます。紛争をとめるために、日本は、国際社会の一員として行動すべき責務を負っているというのは、理解しておりまして、ここは異論がないものではないかと思っております。

そういった背景の質問でございますが、先ほど申し上げたとおり、そもそも日本は国際社会の一員として行動すべき責務を負っている中、飯塚市議会という地方自治体から、抽象的な要望を上げることについて、政治的なパフォーマンスではないかという受け止め方もされ得るのではないかと思っている中、この意見書に関して、これを出すことで何を達成したいのか、何を変え得るのか、この辺りぜひ、川上議員のお考えを聞いた上で、賛否を判断させていただければと思っております。ご回答お願いできればありがたいです。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　先日、衝撃的な報道がありました。麻酔無しで女性が帝王切開で出産しているわけです。言うのも苦しいですけれども、人道の危機がこれほど我々の目の前にあり、しかも、こうしている間にも体がばらばらになり、命を奪われている、そういう人々が、子ども、女性としておられるときに、藤間議員が言われる政治的パフォーマンスというものが、悪意のあるイメージを提供するようなものとして捉えてあるのであれば、そういうものは、この意見書案には入る余地はありません。国連のグテーレス事務総長は、一時の７日間の休戦の後、再びこの人殺しが始まった中で、事務総長としてできることの最大のことをやらなければならないということで、国連憲章第９９条に基づいて、安保理理事会に書簡を送ったんです。人道的大惨事を回避するよう強く求める。同時に、このガザの紛争が世界の平和と安全に対する脅威を悪化させるおそれもあるということで、国連憲章に基づいて、安全保障理事会が、しかるべくその責任を果たせという趣旨の書簡を送ったわけですね。これは御承知のとおり、残念ながら、極めて残念なことだけれども、１５の理事国のうち、我が国を含む１３か国が賛成したものの、常任理事国イギリスが棄権、常任理事国アメリカが反対という状況の下で、国連憲章の規定により否決となったわけです。そのときに国連事務総長のグテーレス氏は、最高の権限を行使したつもりだったわけですよね。このときにグテーレス氏は、これで政治的パフォーマンスが失敗したと言ったでしょうか。彼は平和を諦めないと見解を表明し、その上で１３日には国連総会の緊急特別会合を行い、人道目的の即時停戦を求める決議案、この圧倒的多数による可決に道を開いたわけですね。賛成は、我が国を含む１５３か国、棄権が２３か国、反対はアメリカやイスラエルなど１０か国というふうに報道されています。これは確認しました。私たちに今できることは、この人道的危機を打開するために、できることをやるということではないでしょうか。

飯塚市議会は２０１７年、核兵器禁止条約に戦争被爆国の日本が参加していないことを懸念し、市議会として、政府に対し参加と批准を求める意見書を送ったことがあります。これを政治的パフォーマンスと言う方があれば、それは政治的パフォーマンス、悪意のあるパフォーマンスではなく、政治的なアクションであり、市議会として当然の行為であるというふうに答えることになると思います。

藤間議員にも、ぜひこの意見書案に賛成していただきたいというふうに思うんです。全会一致でこの意見書を採択し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に送るとともに、この意見書は、ネットを通じてでも、今申し上げましたグテーレス事務総長、また世界のこの人道危機に心を痛め、苦しんでいる人々に勇気と激励の一つになるだろうと思うんです。ぜひ賛成してもらいたいと思います。

○議長（江口　徹）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１９号　ガザ地区の人道危機打開へ即時停戦を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第２６号　専決処分の報告（物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。財産活用課長。

○財産活用課長（白石善彦）

　「報告第２６号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の３６ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。本件事故は、令和５年８月６日、午後５時５３分頃、飯塚市勢田地内、財産活用課所管の市有地の樹木が倒れ、隣接地に存在する日よけ、カーポート及び木柵を損壊させたものでございます。本件事故につきましては、市の過失割合を１００％とし、市が相手方に損害賠償金１４万５２００円を支払うことで示談が成立しております。今後につきましては、周辺の支障となる支障木等の伐採を実施し、所管する市有地の維持管理を徹底することで、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２７号　専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

　「報告第２７号　専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書の３９ページをお願いいたします。この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものです。本件事故は、令和５年３月２１日火曜日、午前９時４５分頃、飯塚市飯塚地内におきまして、環境対策課職員がごみ収集作業中、通行人を避けるため、収集車を一時停車させ発進させる際に、左後方の安全確認を十分にしないまま前進したため、相手方店舗の外壁に接触し、外壁及び天井部を損傷させたことでその修繕期間に営業ができなくなり、相手方に営業補償が生じたものでございます。

この事故による和解につきましては、市の過失１００％であり、営業補償額として３２万２３８０円を相手方に支払いするものでございます。

ごみ収集作業につきましては、日頃より機会あるごとに、職員には安全管理等に努めるよう指導いたしておりますが、さらにより一層、当該職員はもとより所属職員一同に対しまして、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払って業務に当たるよう注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

　「報告第２８号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」及び「報告第２９号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上２件についての報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

　報告します。専決処分の「報告第２８号」及び「報告第２９号」について、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解、本件２件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

最初に、「報告第２８号」の専決処分について報告いたします。議案書４１ページ、４２ページをお願いいたします。本件事故は公用車で道路パトロール中に、交差点内で相手方車両と接触し、相手方車両左側面及び公用車の右側前面部を損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が９５％であり、損害賠償額は２６万１２５０円となっております。

公用車の運転につきましては、各職員が交通事故を起こさないよう、日頃より十分注意しており、課内研修などでも交通事故防止の徹底を図る取組を行っております。今後も、交通事故防止に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

次に、「報告第２９号」の専決処分についてご報告いたします。議案書４３ページ、４４ページをお願いいたします。本件事故は、市職員が市道端で刈払機を使った除草作業中に、飛び石により走行車両のフロントガラスを損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は１６万３５６２円となっております。

除草作業中の刈払機の取扱いにつきましては、安全衛生講習を受講し、安全管理には十分注意しておりますが、より一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「報告第２９号」ですけど、草を伐採中に飛び石により損傷させたということなんですけれども、防護のための段取りというか、飛び石防止のための手だてがあったと思うんだけど、それはどうだったのでしょうか。

○議長（江口　徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

草刈り機を使用して作業を行っていましたが、作業員の人員が少なく、飛び石対策の防護ネットをしていなかったことが事故の原因でございます。

○議長（江口　徹）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

もう少しその辺を聞かせてもらっていいですか。問題意識は、そうでなくてもよいというルールにしておるのか、ちゃんと防護対策をとるというルールになっておるのか、まずそれをちょっと聞かせてください。

○議長（江口　徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

市道上の端で草刈りする場合には、必ず防護ネットを使用するようには規定しております。

○議長（江口　徹）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

にもかかわらず、それをしてなかったということなんですね。どういう事情ですか。人が足りなかったというふうにちょっと聞こえたけれど。

○議長（江口　徹）

土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

作業中の人員が少なく、うっかりした事故でございます。

○議長（江口　徹）

１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　今回は、こういう損害を与えたために議会に報告があるという、和解したので議会に報告するということになったんですけれども、そうでないような同種の事故というのはほかにないんですか。

○議長（江口　徹）

　土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

　今のところは、飛び石と公用車事故でございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　もう一つ聞きますね。ルールは防護ネットをするようになっているんだけど、それをやっていないまま草の刈払機の使用というのがほかにはないんですか。

○議長（江口　徹）

　土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

　ほかにはないとは思われます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　これは特殊な事例ですか。

○議長（江口　徹）

　土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

　過去にも何件かあると思います。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　せんだっては、教育委員会関係で学校で飛び石の例がありましたね。車だったからよかったと言うつもりは全くありませんけれど、作業員自身とか、一緒にやっている作業員とか、あるいは周辺におられるかもしれない市民に、要するに人身になった場合とかいうことも考えられるわけで、どういう徹底をしておるのかと。土木管理課だけではなく、市全体で。これはどこかが所管して注意を促すとかいうようなことはできないんですか。

○議長（江口　徹）

　土木管理課長。

○土木管理課長（籾迫博史）

　市全体ではちょっと分かりかねますが、土木管理課といたしましては、防護マスク及び防護ネット、安全講習などで指示をしております。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　市道上の草刈りにつきましては、周辺の状況を確認しながら、防護ネットを必ずするというふうなのが必要になってきます。もちろん市がやる草刈り、事業者がやる草刈り、事業者に対しても指導等をしっかりやっていく必要があります。今回の事故につきましては、そこの気の甘さといいますか、そこが原因でありますので、市としてはしっかりそこを徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　ちょっと武井市長に一言述べておきたいと思うんですけど、全体として頑張れよという、職員に対して気をつけてくださいよと言うだけではなくて、先ほどの話では人員不足ということもあるではないですか。そういった点で言えば、業務量にふさわしい職員の確保、そのために必要な財源の確保というのが必要だと思うので、実情をよく聞いて、同種の事故が起こらないように、職員が犠牲にならないように、市民が犠牲にならないように、手を打っていただきたいと思います。

○議長（江口　徹）

　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３０号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所市民窓口課長。

○穂波支所市民窓口課長（志水　孝）

　「報告第３０号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の４５ページをお願いいたします。本件事故は、令和５年１０月１７日火曜日、午前１０時３０分頃、穂波支所市民窓口課職員が、穂波支所職員駐車場の側溝の除草作業中、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の車両のリアガラスに当たり破損させたものであります。

本件事故の過失割合につきましては、市側が１００％であり、市が相手方に修理費用として損害賠償金１２万５３７８円を支払うことで、令和５年１１月６日、示談が成立しております。

今回の事故の原因は、職員の安全管理等の対応が十分でなかったことと、管理監督の体制の不備が要因であると考えており、今後は、当該職員だけでなく、他の職員に対しましても、安全意識の改善と事故防止策の指導をより一層徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３１号　専決処分の報告（車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

　「報告第３１号」の専決処分についてご報告いたします。この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の４７ページをお願いいたします。本件は、令和５年９月１５日金曜日、午後２時３０分頃に筑穂中学校敷地内において、筑穂中学校用務員による草刈り作業中、刈払機によって飛ばされた小石が駐車中の車のリアガラスに当たり、全面破損させたものでございます。

本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は１２万６０１６円となっております。

今後の対策としましては、刈払機を使用する際は、移動できる車両等については事前に移動させ、今回の事故となる可能性を排除し、また移動できない施設等については、飛び石対策のため、シート等で事前に保護することといたしております。このような事故を繰り返すことがないように、他の職員等に対しましても、危機管理意識と細心の注意を払って業務に当たるよう指導をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第３２号　専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　「報告第３２号」について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

議案書の４９ページをお願いいたします。事件の概要の２件４名の者は、学校給食費を滞納し、再三の催告にもかかわらず納入をせず、協議のための呼出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手側が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第３９５条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。今後も、学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性を確保するため、必要に応じ、法的措置を行ってまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（江口　徹）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　給食費を滞納したということなんですけど、その催告はどういうルートでやっていますか。

○議長（江口　徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　督促に関しましては直接、保護者のご自宅に郵送してございます。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　就学援助という制度がありますよという教示は、それぞれのところにはどの段階でお知らせしたか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　就学援助制度のご案内につきましては、督促状の発送と同時にお知らせを同封しております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

申請はあったんですか。

○議長（江口　徹）

学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　今回の２件の方につきましては、ございませんでした。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　催告状と一緒に申請書を同封していたけれども、申請がなかったということなんですね。申請しませんかという個別の相談はしたのですか。

○議長（江口　徹）

　学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　督促状を送付いたしまして、ご来庁された方につきましては、必ずそのような就学援助等のご案内をしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　また答弁訂正しないといけないような答弁は繰り返してもらいたくないね。そんな一般論を聞いていないでしょう。この案件について今質問しているんですから、この案件の当事者との関係をお尋ねしているんですよ。

○議長（江口　徹）

　学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　就学援助のご案内はしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　文書を送りましたということでしょう。それは分かりました。だから個別に連絡をして、こういうことなんです、こういう制度があれば学校給食費は無料になりますよというのは、伝えたかと、口頭で、会って。そういうことを聞いているんですよ、この２件につき。

○議長（江口　徹）

　学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

　この２件の方につきましては、いずれもご来庁されておりますので、直接、制度のご案内、ご説明はしております。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　それでもされていないわけですね。だから何か事情があるんでしょうけど、そこでちょっとお尋ねしたいのは、この場合、子どもの安全についての確認、つまり虐待の危険性とかいうのはないのか。そういうことについては、子育て支援課との関係でどういう連携を取っているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（江口　徹）

　学校教育課長。

○学校教育課長（宮本敏行）

　この案件につきましては、虐待等の関係で子育て支援課との連携は行ってはおりません。

○議長（江口　徹）

　１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

　学校給食費も生活応援クーポン券は使えないんでしょう。それで、基本的に滞納者であるという認識もあなた方にはあるかもしれないけれども、それは滞納しているんだから滞納者ですけど、それはＳＯＳでもあるということで、とりわけ子どもの安全の確保ということは、教育委員会のほうとも、あるいは子育て支援課とも連携をきちんと取って、一つ一つ子どもを守っていくというようにしてもらいたいと思います。

○議長（江口　徹）

　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。７番　藤間隆太議員、２４番　金子加代議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和５年第６回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　０時３４分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　江　口　　　徹

２番　　兼　本　芳　雄

３番　　深　町　善　文

４番　　赤　尾　嘉　則

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　藤　間　隆　太

８番　　藤　堂　　　彰

９番　　佐　藤　清　和

１０番　　田　中　武　春

１１番　　川　上　直　喜

１２番　　田　中　英　美

１３番　　田　中　裕　二

１４番　　石　川　華　子

（　欠席議員　　０名　）

１５番　　永　末　雄　大

１６番　　土　居　幸　則

１７番　　吉　松　信　之

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　秀　村　長　利

２３番　　小　幡　俊　之

２４番　　金　子　加　代

２６番　　瀬　戸　　　元

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　道　祖　　　満

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　林　　　里　美

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市　　　　　長　　武　井　政　一

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　小　川　敬　一

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　長　尾　恵美子

都市建設部長　　大　井　慎　二

教育部長　　山　田　哲　史

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　林　　　利　恵

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　中　村　　　章

企業局次長　　今　仁　　　康

　　財産活用課長　　白　石　善　彦

　　環境対策課長　　小　村　慎　次

　　土木管理課長　　籾　迫　博　史

　　穂波支所市民窓口課長　　志　水　　　孝

　　教育総務課長　　梶　原　康　治

　　学校給食課長　　宮　本　敏　行